

八幡製鉄と富士製鉄の合併に関する同意審決書

(公正取引委員会)

審 決

5

東京都千代田区丸ノ内1丁目1番地

被審人 八幡製鉄株式会社

右代表者代表取締役 稲山嘉寛

東京都千代田区丸ノ内3丁目10番地1

被審人 富士製鉄株式会社

10

右代表者代表取締役 永野重雄

右両名代理人弁護士 長野 澤

同 入江一郎

当委員会は、右被審人らの昭和44年(判)第2号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反審判事件について審理を行なっていたところ、被審人らから、同法第53条の3にのっとって、昭和44年10月15日付の同意審決の申出書が提出され、かつ別紙7のとおりの具体的指置に関する計画書が提出されたので、これを精査したところ、適当と認め、その後の審判手続を経ないで、次のとおり審決する。

主 文

20

1 被審人富士製鉄株式会社は、昭和44年3月6日付の同八幡製鉄株式会社との合併契約にもとづく合併の合併期日前に、富士製鉄株式会社釜石製鉄所の鉄道用レール製造用附帯設備を、別紙1の1、2の契約および覚書(案)にもとづいて、日本鋼管株式会社に譲渡しなければならない。

25

2 被審人富士製鉄株式会社は、前項の合併期日から、別紙1の1、2の契約および覚書(案)にもとづいて、同社釜石製鉄所において、日本鋼管株式会社の計算で、同社が指示する鉄道用レールの製造を行なわなければならない。

3 被審人富士製鉄株式会社は、前項の製造を行なうにあたって、日本鋼管株式会社に対し原料(ブルーム)を供給する場合には、富士製鉄株式会社釜石製鉄所における自社

30

こゝに収録したものは、八幡製鉄と富士製鉄の合併に関する公正取引委員会が昭和44年10月30日に発表した同意審決書の全文である。

この資料は教育に使用するために慶應義塾大学ビジネス・スクール助教授 藤枝省人によって編集作成されたものである。

35

(昭和44年11月)